

都市計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 都市計画及び都市景観に関する情報を幅広く共有するとともに、施策の円滑な推進を図るため、都市計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 都市計画に関する重要な事項
- (2) 都市景観に関する重要な事項
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、都市計画推進部長の職にある者、副委員長は、都市経営部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員会は委員長が主宰する。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

- 2 委員会は必要の都度開催し、委員長が委員会を招集する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、その説明及び意見を聞くことができる。
- 4 委員会は円滑な議事の運営を図るため、別に設置する都市計画まちづくり委員会に専門的な調査研究を行わせることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市計画推進部都市計画課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

別表

所属	補職名
市長事務部局	危機管理監, 総務部長, 都市活力部長, 環境部長, 財務部長, 市民協働部長, 福祉部長, 健康医療部長, こども未来部長, 都市基盤部長
上下水道局	技術部長
消防局	消防局長
教育委員会事務局	事務局長

附 則

この要綱は、平成25年6月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年6月12日から実施する。